

【支援対象外業種一覧】

業 種	摘 要
農業	左記業種については、原則利用不可 ※以下の事業については利用可 ・ 荒茶、仕上茶の製造業 ・ 蚕種製造業 ・ 蚕種製造の請負業かつ造加工設備を有するもの。 ・ 菌床栽培方式きのこ生産業 ・ かいわれ大根製造業 ・ 人工ふ卵設備を有する鶏卵ふ化業
農業的サービス業	左記業種については、原則利用不可 ※以下の事業については、利用可 ・ 人工ふ卵設備を有するふ卵請負業 ・ 獣医業 ・ 家畜貸付業 ・ 園芸サービス業 ・ 蹄鉄修理業
林業	左記業種については、原則利用不可 ※以下の事業については、利用可。 ・ 木材伐出業及び木材伐出請負業 ・ 製造加工設備を有する製薪業（請負含む）と木炭製造業（請負含む）
狩猟業	全業種 利用不可
漁業	全業種 利用不可
水産養殖業	左記業種については、原則利用不可だが、加工まで一貫して行う真珠養殖業については、利用可。
卸売業のうち右に該当するもの	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（「風営法」という）第 2 条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業（店舗型性風俗特殊営業、無店舗型性風俗特殊営業、映像送信型性風俗特殊営業、店舗型電話異性紹介営業及び無店舗型電話異性紹介営業）を営むものは、利用不可。
小売業（飲食店を除く）のうち右に該当するもの	
物品賃貸業のうち右に該当するもの	
宿泊業のうち右に該当するもの	風営法第 2 条第 6 項第 4 号に規定する店舗型性風俗特殊営業（ホテル、ラブホテル等）を営むものは、利用不可。
インターネット付随サービス業のうち右に該当するもの	風営法第 2 条第 8 項に規定する映像送信型性風俗特殊営業（アダルトサイト）を営むものは、利用不可。

業 種	摘 要
飲食業のうち右の① または②に該当する もの	① 風営法第 3 条の風俗営業の許可を受けているもののうち、社会的 批判をうける恐れのあるもの、または特に高級なものは、利用不可。 ② 風営法第32 条の深夜における飲食店の規制の適用を受けているも ののうち、特に高級なものは、利用不可。
特殊浴場業のうち 風俗関連営業	全業種 利用不可
娯楽業のうち 風俗関連営業	全業種 利用不可
競輪・競馬等の 競走場	全業種 利用不可
競輪・競馬等の 競技団	全業種 利用不可
パチンコホール	全業種 利用不可
ビンゴゲーム場	全業種 利用不可
射的場・スロット マシン場	全業種 利用不可
芸ぎ業	左記業種については、原則利用不可だが、置屋及び検番については、 利用可。
競輪・競馬等予想業	全業種 利用不可
場外馬券及び 車券売場	全業種 利用不可
芸ぎ周旋業	全業種 利用不可
興信所のうち身元調 査等個人のプライバ シーに係わる調査を 主に行うもの	全業種 利用不可
易断所・観相業	全業種 利用不可
相場案内業	全業種 利用不可
集金業・取立業	左記業種については、原則利用不可だが、公共料金またはこれに準ず るものに関する集金・取立業については、利用可。
学校	学校法人が経営するものは、利用不可。
宗教・政治・経済・文 化団体その他の非営 利事業及び団体	全業種 利用不可
上記の他、申請に係 る事業等の内容が、 本支援提供の適切さ	左記については利用不可 (例) 公社が連鎖販売取引、ネガティブ・オプション（送り付け商 法）、催眠商法、靈感商法などの、本支援の提供先として適切でないと

業 種	摘 要
について疑義を生じ させる恐れがあると 認められるもの	判断する業態を営むものである場合 （例）商品の販売等にかかる事業において、当該商品が健康や身体能力又はこれに準ずることがらについて、使用者の個性を問わず、優れた効用を有することを謳うものである場合